

2025年9月12日

西日本旅客鉄道株式会社

社員のライフステージを支える制度の拡充について

当社は、多様な人財が能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍できる企業を目指して「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進に取り組んでいます。

このたび、社員の様々なライフステージとキャリアの両立を支援し、社員一人ひとりが柔軟な働き方のもとで活躍できる環境の整備を目的に、人事関係制度の見直しを行います。

1. 遠方の家族を介護する社員の「介護支援異動制度」の導入 【実施時期】2025年10月

遠方の家族を継続的に介護する社員が、介護をしながらキャリアを継続し、活躍することを支援する制度として、「介護支援異動制度」を新設します。介護休職中の社員が、復職後も継続的に遠方の家族を介護する場合、復職時に異動できるようにします。

2. 不登校の子を持つ社員やひとり親である社員の支援 【実施時期】2026年4月

不登校の子を持つ社員については、中学校3年生までの子を養育するまでの間、通常の休日に加えて、1箇月当たり最大4日の休日が追加で取得できる「短日数勤務制度」^{※1}を取得できることとします。

また、ひとり親である社員については、小学校3年生までの子を養育する社員について「深夜勤務の制限措置」^{※2}を取得できることとします。

※1 「短日数勤務制度（4日）」：原則、小学校6年生までの子を養育する社員が対象

※2 「深夜勤務の制限措置」：原則、小学校就学前までの子を養育する社員が対象

3. 障がいのある子を養育する社員の支援拡充 【実施時期】2026年4月

障がいのある子（特別障がい者以外[※]）を持つ社員について、子が18歳までの間、通常の休日に加えて、1箇月当たり最大4日の休日が追加で取得できる「短日数勤務制度」[※]を取得できることとします。

※ 「短日数勤務制度（4日）」：原則、小学校6年生までの子を養育する社員が対象

※ 特別障がい者の子を持つ社員は、子の年齢に関わらず取得可能

今回ご案内の取り組みは、SDGsの17のゴールのうち、特に3番、5番、8番に貢献するものと考えています。

